

平成17年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成17年9月28日(水曜日)

議事日程第6号

平成17年9月28日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事務調査について
- 日程第3 議案第67号、議案83号から同第94号、  
議案第105号及び同第107号
- 日程第4 議案第101号及び同第102号、  
議案第120号から同第124号まで、議案第129号
- 日程第5 議案第72号から同第82号まで、議案第88号から同第93号まで、  
議案第98号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号、  
議案第113号から同第119号まで、議案第125号から同第127号まで、  
議案第135号及び同第136号、請願第3号
- 日程第6 議案第68号から同第71号まで、議案第84号から同第87号まで、  
議案第95号から同第97号まで、議案第106号、  
議案第108号から同第112号まで、議案第130号、  
議案第132号から同第134号まで、  
陳情第4号、発議第8号、発議第9号
- 日程第7 議案第131号
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第9 発議第10号
- 日程第10 発議第11号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事務調査について
- 日程第3 議案第67号、議案83号から同第94号、  
議案第105号及び同第107号
- 日程第4 議案第101号及び同第102号、  
議案第120号から同第124号まで、議案第129号
- 日程第5 議案第72号から同第82号まで、議案第88号から同第93号まで、

- 議案第98号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号、  
 議案第113号から同第119号まで、議案第125号から同第127号まで、  
 議案第135号及び同第136号、請願第3号
- 日程第6 議案第68号から同第71号まで、議案第84号から同第87号まで、  
 議案第95号から同第97号まで、議案第106号、  
 議案第108号から同第112号まで、議案第130号、  
 議案第132号から同第134号まで、  
 陳情第4号、発議第8号、発議第9号
- 日程第7 議案第131号
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第9 発議第10号
- 日程第10 発議第11号

応招議員 30名

出席議員 29名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	渡辺重雄君	4番	中村実君
5番	大滝豊君	6番	平野久樹君
7番	笠原幸江君	8番	田原実君
9番	五十嵐哲夫君	10番	松尾徹郎君
11番	保坂良一君	12番	高澤公君
13番	倉又稔君	14番	久保田長門君
16番	斉藤伸一君	17番	伊藤文博君
18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木勢子君
20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
22番	五十嵐健一郎君	23番	山田悟君
24番	池亀宇太郎君	25番	大矢弘君
26番	畑野久一君	27番	野本信行君
28番	関原一郎君	29番	新保峰孝君
30番	松田昇君		

欠席議員 1名

15番 樋口英一君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	助	役	栗林	雅博	君		
収	入	役	倉又	孝好	君	総務課長	本間	政一	君		
企	画	課長	野本	忠一郎	君	財政課長	荻野	修	君		
まちづくり	課長	小掠	裕樹	君	市民課長	田上	正一	君			
福祉事務所	長	織田	義夫	君	健康増進課長	小林	正雄	君			
商工観光	課長	田村	邦夫	君	農林水産課長	渡辺	和夫	君			
建設	課長	吉岡	隆行	君	都市整備課長	神喰	重信	君			
能生支所	長	小林	忠	君	青海支所長	山崎	利行	君			
会計	課長	斉藤	隆嗣	君	ガス水道局長	松沢	忠一	君			
消	防	長	白山	紀道	君	教	育	長	小松	敏彦	君
教育委員会	教育総務課長	黒坂	系夫	君	教育委員会学校教育課長	長谷川	新平	君			
教育委員会	生涯学習課長				教育委員会文化振興課長						
中央公民館	長兼務	山岸	洋一	君	歴史民俗資料館長兼務	田鹿	茂樹	君			
勤労青少年ホーム	館長兼務				長者ヶ原考古館長兼務						
監査委員	事務局長	広川	亘	君	農業委員会事務局長	原	義男	君			

事務局出席職員

+

副	参	事	小林	武夫	君	主	任	主	査	佐藤	正巳	君
主		査	高野	一夫	君							

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、樋口英一議員であります。

なお、日程に入ります前に、一言申し上げます。

去る9月14日、さきの衆議院選挙において公職選挙法違反の罪により、樋口英一議員が逮捕されました。一日も早い事件の真相解明を望むものであり、司法の場において公正に判断されるものと思っておりますが、現在取り調べ中であり、その推移を見守っているところであります。

今回の事件は議員個人の行動によるものとはいえ、市民の議会に対する信頼を著しく損ねた点に

つきましては、まことに遺憾であり、深くお詫び申し上げる次第です。この事件を教訓として、議員各位におかれましては、このような事件を起こすことのないよう襟を十分に正し、今後の議会活動に専心されますことをお願い申し上げます。

なお、議会活動が停滞することのないよう信頼回復に向け、引き続き議会運営にあたりますことをお約束申し上げます。

それでは定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

次の日程に入ります前に市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

議事に入ります前にお許しをいただきましたので、陳謝とお詫びをさせていただきたいと存じます。

今定例会初日に提案をいたしました議案第120号の個人情報保護条例の制定について、及び議案第131号の一般会計補正予算（第2号）の中で誤りがありましたので、この訂正についてお願いを申し上げます。

あわせて、平成17年度市県民税の当初賦課に誤りがありましたのでお詫びいたし、ご報告を申し上げます。

まず、議案第120号の訂正箇所につきましては、22ページの附則第4項の最後の行で、「第35実施条」となっておりますが、「実施」の文字を削除し「第35条」にご訂正いただきたいものであります。

次に、議案第131号の訂正箇所につきましては、事項別明細書の30ページの10款3項4目、学校建設費、青海中学校グラウンド整備事業の財源内訳で、諸収入、青海中学校グラウンド整備補償金が「300万円」となっておりますが、「331万2,000円」に訂正いただきたいものであります。

また、一般財源が「31万2,000円」となっておりますが、これを削除いただきたいものであります。

これに関連して、事項別明細書の款項目及び歳出合計の財源内訳につきましても、それぞれ同額を増減する訂正をお願いしたいものであります。

詳細は、お手元に正誤表をご配付いたしておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

この訂正につきましては、大変遺憾に存じているところでございまして、議員の皆様方には心からお詫びを申し上げる次第でございます。

最後に、平成17年度の市県民税の賦課誤りについて、ご報告申し上げます。

個人の市県民税均等割のうち生計を一にする夫婦の間で、夫が均等割非課税、妻が課税となる場合の妻の均等割額を4,000円とするべきところを2,000円で課税する誤りがあり、147人

分の総額 29 万 4,000 円が不足していたことが判明いたしました。

誤りの原因は、当初賦課データの入力作業で、該当となった納税者のデータを 4,000 円となるよう強制的に修正する必要があったにもかかわらず、これを行わなかったことによるもので、あってはならないミスだと責任を痛感いたしております。

去る 9 月 15 日から該当となりました納税者のお宅に職員を出向させ、お詫びと、改めて納税のお願いをいたし、了承をいただいております。

今後このようなことが起きないように、さらに細心の注意を払ってまいります。ここに議員並びに市民の皆様にご心からお詫びを申し上げますとともに、これからもそんなことのないように努めてまいりますことをお願い申し上げます、以上であります、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1 番、甲村 聡議員、29 番、新保峰孝議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘 議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25 番 大矢 弘君登壇〕

25 番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る 9 月 26 日と本日 9 時 30 分より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告についてであります、建設産業常任委員長から休会中の所管事項調査について報告したい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議についてであります、

発議第 8 号、公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書、発議第 9 号、公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書、発議第 10 号、特別委員会の設置について、発議第 11 号、新潟県議会議員の選挙区見直しを求める決議について、以上 4 件が所定の手続により提出されました。

これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

また、26 日の委員会では、特別委員会設置についての協議と、そのほか一般質問の通告のあり方や決算審査の方法等について、今後、議会運営委員会の検討課題としていくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

## 日程第２．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔２２番 五十嵐健一郎君登壇〕

２２番（五十嵐健一郎君）

当建設産業常任委員会では会期中に、２級河川前川改修事業について、根知地区温泉活用事業について、９月１５日と９月２６日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

２級河川前川改修事業については、長年の懸案でありますこの箇所が未改修であるため、度重なる集中豪雨により幾度となく被害をこうむっており、また、この地域は国道８号東バイパス整備計画、県道西中糸魚川線整備計画、北陸新幹線整備計画が輻輳しており、これら事業の促進を図るためにも、一日も早い対応を強く要望されておりました。

担当課より、糸魚川地域振興局地域整備部で、統合流域防災事業として進めてもらっているところです。特に、ＪＲ、国道との交差部の諸問題をクリアするための工法及び法線を検討し、ＪＲや国交省協議、地元役員、地権者への説明を重ねて、了解を得たとの説明がありました。

ＪＲ北陸線の横断部は、線路を持ち上げることなく施工が可能となり、また、既設の河川はそのまま利用できるURTといわれる工法を採用し、斜めにショートカットする形が最終河川法線となります。

資料をもとに、概ね１８年度後半から国道北側を施工し、１９年度前半から南側を施工し、１９年度後半から２０年度にかけてＪＲ交差部を施工予定であり、２０年度後半から２１年度に市

道大原1号線交差部及び前川小橋下流部へのすりつけを完了する予定となっており、なお、前川小橋から上流部、東バイパス、新幹線施工区域ポリマー下付近までは、17年度から国交省で委託を受け、河川整備を行いますとの説明がありました。

委員より、後で食い違いがないように市がかなめとなり、地元との綿密な連絡調整をしてほしいとの強い意見がなされました。

次に、根知地区温泉活用事業については、シーサイドバレースキー場、ホワイトクリフでの既存施設内の改築工事になり、温泉施設のある宿泊施設としての付加価値の創出による利用者の増加や、グリーンシーズンの活用と根知地区への波及効果を期待するものである。

41度の温泉井戸元より約2,200メートル離れたホワイトクリフへ、毎分約53リットルを引湯する計画であり、保温つき架橋ポリエチレン製の配管を想定し、4立方メートル程度の大きさの貯湯槽や循環式熱交換機の設置を想定している。12平米と9平米の広さがある2つの浴槽を、男女交互に入れるようにした。

株式会社系魚川シーサイドバレーが、スキー場と一体的に運営予定であり、大人(中学生以上)400円(入湯税100円を含む)程度の利用料金を想定し、入浴客2万5,000人を想定し、利用促進のため日帰り入浴客の送迎バスの運行や、老人憩いの家制度の活用及び回数券の販売を実施したい。

さらに将来に向け施設の利用状況により、新たな温泉活用施設の整備やスキー場施設のリニューアル等の検討も視野に入れ、発注を10月上旬から中旬ごろまでにして、12月20日前後のオープンまでに完成させたいとの説明がありました。

委員より、昼食や浴室への細かい配慮と維持管理費などの指摘がなされました。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3 . 議案第67号、議案第83号及び同第94号、  
議案第105号及び同第107号

議長(松尾徹郎君)

日程第3、議案第67号、議案第83号及び同第94号、議案第105号及び同第107号までを一括議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第67号、83号、94号、105号及び107号の5議案であります。

去る9月21日と22日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

なお、議案第67号、83号、94号につきましては、起立採決を行っております。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第67号、平成16年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定については、消防本部の関係部分にて焼山のハザードマップをつくったわけだが、災害が起きたときにどこへ逃げるかという標識の設置が必要でないかとの質問に、現在、防災計画を検討中であり、標識の設置についても検討するとの答弁がありました。

また、歳入の都市計画費寄附金2,400万円についての問いに、インターチェンジの都市区画整理組合が解散するにあたり、当初の事業計画より早く進んだため借入金をしなくてよくなり、利息分が浮き、この額の寄附金をいただいたものとの説明がありました。

議案第83号、平成16年度能生町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入の13款、使用料及び手数料にて、スカイパーク事業の誘客の取り組みや、経費の削減及び経営努力などがわかりづらい。収益の上がるものについては企業や特別会計のやり方があるが、考えについての質問に、基本的には収支を明確にして、健全化なり市の財政再建の意味からも、特別会計の形をとることと思っている。

ただし、今後議論するが、指定管理者制度になれば指定管理者への委託料の関係から、特別会計になるか一般会計の中でいくのか、今後の検討課題との答弁があり、委員から、議会や行政で指定管理者制度の対応をやっていかなければならないが、100%民間でやるという保障はない。指定管理者制度の導入により会計の流れをどのように、どこまで公開するか課題であるが、現状の打開策としては会計を別にさせていただきたいとの要望や、スカイパーク事業はリフトだけが収入だが、支出の方はグリーンメッセの委託費や環境調査委託費及び整理事業もあり、グリーンメッセの収入の関係など、どこまでグリーンメッセ事業か一般会計ではわからないとの意見があり、指定管理者制度の推移と過程を見ながら検討するとの答弁がありました。

議案第94号、平成16年度青海町一般会計歳入歳出決算認定についてと、議案第105号、平



成16年度系魚川地域広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定については、特段報告する質疑はありません。

続きまして、議案第107号、平成16年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定については、2款3項、戸籍住民基本台帳費においてカードの普及事業の質問に対し、3月18日現在で、青海37件、能生12件、系魚川52件の合計101件で、8月31日現在では110件、24時間住民サービスを受けられるが、住民の不安感があり伸び悩んでいるのが実態との答弁。

9款1項、消防費において、能生分署のアスベストの問題もあり、建て替え計画と検討経過の問いに、消防長より能生分署の建設については新市建設の中で協議しており、青海分署建設の後で検討中との答弁。

また、委員より、緊急時の情報基盤整備の強化や、AED、いわゆる電気ショックの自動体外式除細動器を、緊急車両到着が遅れるような地域を優先にふやしていただきたい旨の要望がなされています。

歳入においては、1款、市税で、市税の徴収率が98.7%にて、市民税4,600万円、固定資産税3億3,500万円と収入未済額が多いが、内容についての質問に、プライバシーの問題もあるので詳細は申し上げられないが、1,000万円以上が3件、あとは200万円との答弁がありました。

このほかにも質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第67号、同第83号、同第94号及び同第107号の各一般会計決算認定についての関係部分については、去る9月14日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第67号、平成16年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について。

都市整備課関係では、8款6項1目、都市計画費総務費の系魚川西頸城一般国道8号整備促進期成同盟会と、直轄河川姫川整備促進期成同盟会について、東バイパス等の大事業を行うというのに、地元の国会議員に案内をしていない。そういう取り組みで前進があるのか。合併して本腰を入れてやっていただきたいだけに、反省をすべきものは反省してほしい。

地元の区長なども入れるなど考え直してつくったらどうかとの質問に対し、同盟会は、それぞれの事業に該当する自治体の手を取り合って事業要望するのが今までの基本だと思う。

また、国会議員や県会議員は、参与という形で参加していただいたのが一般的な形でないかと思っている。

市町合併によって8号と直轄河川の同盟会を解散したが、8号の整備と直轄河川の整備は、新し

い市にとっても重要な課題であるので、取り組みについては地域からの声を上げる形を何か立ち上げなくてはならないと思っている。

高田河川国道事務所からも姫川の河川整備促進については、地元から声を上げる体制を整えてもらいたいと話を聞いているので、今までのような自治体同士だけで力を合わせて推進するという組織体でなく、流域の自治会の皆さんを巻き込んだ形での地元の推進母体をつくらなければならないと感じている。国会議員を含めた推進母体のあり方を、検討させていただきたいと答弁がなされました。

委員より、国会議員を同盟会のメンバーに入れるというのではなく、総会に来ていただいて最新の状況をめぐってごあいさつをいただいたり、総会に来ていただければこちらから要望しなくても、地元の熱意がわかって動いていただけることがあると思う。今度は2人になって、2人は2倍、3倍の力になると思う。せめて総会に案内するという方向だけは、位置づけしていただきたい。これらの意見を参考にして、今後の検討課題としていただきたいとの意見もありました。

次に、中央大通り線について、糸魚川地域のメイン道路と理解しており、一日も早く対応していただきたいとの質問に対し、糸魚川地域は北陸本線で南北で分断されており、南側の重要な幹線だという位置づけで、一日も早くということに取り組んでいる。

奴奈川線から押上の県道までの第4期区間については、20年度全線供用予定としているが、国・県の予算づけもあり、前倒しで供用できるのではないかと。今後の予算次第だが、さらに要望を強め、取り組みを強化していきたいとの答弁がなされました。

その他、説明を受け質疑がございましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

本議会初日に、文教民生常任委員会に付託となりました議案第67号、同第83号、同第94号、同第105号及び同第107号の各一般会計決算認定についての関係部分については、去る9月20日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告申し上げます。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

まず、議案第67号、平成16年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定については、福祉事務所では放課後児童対策事業について、児童館と放課後児童クラブとは全く違う位置づけでありながら、放課後児童クラブは児童館などの検討も含めてという話もある。今後の方向はどう考えているかとの質問に対し、児童館は近隣の子供の活動の場にはなるが、遠方の子供の利用は難しい。それぞれの家庭の事情に応じて対策をしようということであり、特別に施設をつくるよりも地域の人たちのパワーを活用し、現在の公民館を利用するなどして地域の子供たちを育てていきたいと考えている

と答弁がありました。

健康増進課では保健対策推進事業について、利用者が多いことはわかるが、多くの金額が支出されているので、この成果をどう考えているか。今後の具体的な方向を示してほしいとの質問に対し、費用対効果の面では、なかなか明確な数字で示せないのが、今後、検討づくりのシステムを考える中、市民の意見を聞いた中で変更も考えていかななくてはならないとの答弁がありました。

教育委員会では体育協会の関係について、補助の方法が1市2町で異なっていたが、今年度中に体育協会も合併をして1つになるということで協議が進んでいる。補助金、各施設使用料の免除関係、事業の委託等をどうしていくかとの質問に対し、現在、体育協会の組織検討委員会で検討を進めている。補助金や運営方法については検討をしている最中で、具体的にまだ言える段階ではないとの答弁がありました。

次に、議案第83号、平成16年度能生町一般会計歳入歳出決算認定については、教育委員会では学校給食費の関係について、給食センターでの食材はどのような形態で購入しているか。また、支払の方法はどうなっているのかとの質問に対し、食材関係については、町内の業者で組織された納入組合を通して購入しており、町内の取扱業者がないものは、他の市の業者や学校給食会を通じて購入している。支払方法については、保護者から徴収した給食費を町の一般会計に入れ、町から納入組合に支払うという形をとっているとの答弁がありました。

次に、議案第94号、平成16年度青海町一般会計歳入歳出決算認定については、教育委員会では学校管理費の関係について、中学校の屋上の目地補修で882万円が計上されているが、内容を教えてほしいとの質問に対し、雨漏りを防止するために劣化している目地を取り替え補修をしたとの答弁がありました。

次に、議案第105号、平成16年度糸魚川地域広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定については、まちづくり課では総合福祉センターについて、運動指導の面で職員配置体制に市民から不満が出ているが、職員が勤務シフトをかえて運動指導にあたることはできないのかとの質問に対し、そのような要望が市民から来ている。合併時の組織全体の問題点もあるので、それらも含めて新年度の組織体制に向けて、住民の要望に応えるような組織体制、職員配置について考えていきたいとの答弁がありました。

このほか幾つかの質疑応答がありましたが、特段報告すべき意見、要望もなく、議案第67号、同第83号、同第105号、同第107号の4議案については、簡易採決の結果、議案第94号は起立採決の結果、認定しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

総務財政常任委員長に、議案第67号及び議案第107号、歳入の1款、市税についてお尋ねい

たします。

この市税の収入未済額であります。新市における17年度の市税の予算額55億9,300万円に対して、非常に未収入額の金額が多いと私はとらえました。ただいまの委員長報告の中で、市当局からプライバシー問題に触れるということの報告がございましたが、まず、1,000万円以上が3件という具体的なところでの説明がなかったかと思いますが、まず、この市税に対する1,000万円、3件ということではありますが、この3件のおおよその金額を、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

お答えいたします。

その前に議員というものは、常任委員会へ傍聴する権利を持っておりまして、やはり委員会においても傍聴者は発言をする場を与えられておるものですから、鈴木議員においては総務財政常任委員会に来ていただいて、そこら辺をお聞きになるときは聞いていただきたかったと思えます。

まず、今の質問につきましては、行政側からは1,000万円は3件、これのみの答弁でありました。その内容についてはわかりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

ただいま総務財政常任委員会から傍聴云々の厳しいご指摘がありましたが、2日間にわたる貴委員会は所用のため傍聴できませんでしたので、あえてこの場で質問させていただきました。

それで、まず1,000万円以上が3件のみということで、詳細なものがなかったということですが、合併後、新市において健全な財政運営を進めていく中で、この4億1,500万円という数字は決して少ない額ではありません。今後これをどういうふうにしていけるかという、それでは市当局の、この未済額についてどういうふうにするかという説明があったのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

そういう説明はありませんでした。

また、つけ加えますが、委員の中からも今後の総務財政常任委員会においては、財政の見直し、また収支の関係など、引き続き付議事件としてもやっていくべきではないかと、こういう意見があったことをお伝え申し上げておきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

去る7月末の新聞報道によりますと、上越市は旧長崎屋を差し押さえをしたということで報じられましたけれども、これは他市のことではありますけれども、やはり市議会で各議員から、1つの政党だけではなく、厳しい審査と追及のもとで上越市も差し押さえに踏み切ったと聞いておりますが、新市においてもやはりこの問題は、所管の委員会の貴委員会で、今後どういうふうにしていくかと。それにはやはりある程度の数字を、大まかな1,000万円以上3件ということではなくて、オープンにしていく必要があるのではないかと思います。議員からの要望が出たということですが、委員長の今後の貴委員会の審査と、それから未済入額に対する今後どうするかという認識を最後に伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

まずもって糸魚川市の総務財政常任委員会、また委員の皆さんは、真剣になってこの財政関係については取り組んでおります。そういうことを、まず申し上げておきますが、その1,000万円の3件についての今後どういうふうに取り組んでいくかということにつきましては、精いっぱい頑張りたいと思っております。

議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第67号、83号、94号、105号について、反対討論を行います。

まず、議案第67号、平成16年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。合併前、3月18日までの旧糸魚川市における最後の決算であります。

3月19日から31日までの新市の暫定分もありますので、主な点だけ述べたいと思います。

この時期の特徴は、1市2町の合併であります。自治体の合併を一律に反対とか賛成とか言うつもりはありませんが、それまでの市町がなくなるわけにありますから、住民の納得と合意をもって進める必要があります。

その点で、2款、総務費の電算基幹システム統合事業が、議会の合併議決前から予算化され、事業の推進が図られてきたものであります。少なくとも議会で議決された後に予算化し、取り組むべ

きものと考えます。合併期日を3月19日という日にするのであれば、少し遅らせてわかりやすい日にすることにより、いくらでもできたはずであります。このような合併ごり押しのやり方は、到底容認できるものではありません。

4款、衛生費の一部事務組合負担金ですが、ごみ処理施設を契約どおりの能力を持つ施設にすることは当たり前のことであり、日立の製造者責任は明白であります。にもかかわらず、施設建設に最も多く負担している自治体の責任として、市民の立場で日立の責任において施設を契約どおりの施設にさせるよう取り組む姿勢が最後まで弱く、解決を長引かせてきた責任は少なくないと考えます。

次に、議案第83号、平成16年度能生町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。2款、総務費の電算基幹システム統合事業に見られるように、合併ごり押しのやり方は到底容認できるものではありません。これは同様であります。

7款、商工費におけるスカイパーク事業は、これまでに多大な投資をしてきたにもかかわらず、1億1,000万円もの赤字となっております。このまま何ら改善策も講じずに済ますことはできない内容であります。少なくとも当面、近隣の根知のスキー場との均衡を考えながら、負担額を一定額に抑制しつつ抜本的対策を検討すべきと考えますが、何ら対策をとってこなかったと言わざるを得ないものであります。

議案第94号、平成16年度青海町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。2款、総務費の電算基幹システム統合事業に見られるように、合併ごり押しのやり方を容認できないのは同様であります。

10款、教育費における中学生の海外派遣事業は、アメリカのポートランドへ10名派遣ということですが、経済的負担ができる家庭とできない家庭があるということ。10名という限られた人数等を考えると、義務教育における取り組みとしてはいかがなものか、見直す必要があると考えます。

議案第105号、平成16年度糸魚川地域広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。ごみ処理施設の大規模改造後、3月15日に理事会で性能確認をしたとのことあります。これまで続いてきたごみ炭化処理システムの故障、トラブルは、当初の完成検査のころから起こっていたことあります。2002年3月31日に実施したとされる引き渡し性能試験報告書では、本来ならば24時間で2系列、70トン処理の試験をしなければならないのに、1系列のみ、6時間51分で6.65トン処理したことをもって、1日当たり35トン処理が可能であることを確認したとしてあります。2系列なら70トンということあります。こういうごまかしの完成検査でよしとしたことが、その後のさまざまなトラブルを引き起こす原因となったことは、はっきりしていると思います。

旧炉を使ったり、爆発事故を起こしたり、乾燥炉、炭化炉等施設のほとんどが、故障、トラブルを起こす中で、施設に70トン処理の能力がないことが明らかになり、大規模改造となったわけがあります。

このような経過を考えれば、性能確認試験は覚書に基づく4週連続運転をきちんとすることが当然であり、4週目にごみ不足を理由に70トン処理試験を行わなかった日が数日間出たことは、怠慢と言わざるを得ないものであります。再び見なし合格とした、このようなやり方を認めるわけに

はいかないものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号、平成16年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は各委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議長（松尾徹郎君）

次に、議案第83号、平成16年度能生町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は各委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議長（松尾徹郎君）

次に、議案第94号、平成16年度青海町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は各委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議長（松尾徹郎君）

次に、議案第105号、平成16年度糸魚川地域広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第107号、平成16年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議長（松尾徹郎君）

ここで10分間の休憩をいたします。11時より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

会議を再開いたします。

日程第4．議案第101号及び同第102号、  
議案第120号から同第124号まで、議案第129号

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第4、議案第101号及び同第102号、議案第120号から同第124号まで、議案第129号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第101号及び同第102号、議案第120号から同第124号までと、議案第129号の7議案であります。

去る9月21日と22日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申



上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第101号、平成16年度青海町用品特別会計歳入歳出決算認定についてと、議案第102号、平成16年度青海町集合支払い特別会計歳入歳出決算認定については、特段質疑もなく認定しております。

議案第120号、糸魚川市個人情報保護条例の制定については、セキュリティーに対する質問に、すべて職員が自分の登録されたパスワードで管理しており、職員に対する罰則という新たな条例を提案させていただいているとの答弁。

議案第121号、糸魚川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第122号、糸魚川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第123号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第124号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、若干の質疑が交わされましたが、特段報告する事項はありません。

続きまして、議案第129号、財産の取得については、担当課より、（仮称）糸魚川市心の総合ケアセンターの医療器械体制を整備するため、一般X線撮影装置ほか4品目の購入で、取得価格6,268万5,000円で、契約の相手方は上越市の株式会社金森医療器械店である。

契約方法は、指名競争入札で、上越圏域に事業所がある医療機器取り扱い業者4社を指名し、入札を行った。納期期限は、来年8月30日だが、建築工事の進捗に合わせ設置するとの説明を受けました。

財産の取得は財政課担当であり、総務財政常任委員会の所管であるわけですが、内容により所管がちがいますが、健康増進課にも同席していただき質疑を行っております。

主な質疑を報告いたします。

医療器械の選定及び種類に対する質問に、高田西城会と協定を結び、医療部門、重度認知症患者デイケアの運営に使用する医療機器のうち、X線装置、CT装置、脳波計及び脳波室、心電図の機器一式について、糸魚川市の負担で整備するものとの答弁。

医師の確保については、西城会の責任において確保することになっており、医師の確保は概ねつくど話を伺っているとの答弁がありました。

また委員より、5品目一括での契約ではなく個別による入札の考えについては、担当課より、納品後のサポート体制を考え、5品目一括入札としたとの答弁があり、その他若干の質疑がなされ可決しております。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

訂正をお願いいたします。

納期期限は「来年8月30日」と申し上げましたが、「来年3月30日」に訂正をお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員。

13番（倉又 稔君）

総務財政常任委員長に1点質問いたします。

議案第120号、この条例は役所などの有する情報を公開することによって、それらの有する個人の情報を保護しなければならないということで、情報公開と表裏一体のものだと思っております。

条文の内容については、参考文例を用いていますので、特段申すことはありませんが、個人情報の保護だけが先行しているように思えてならないので、この辺についてちょっとお聞きします。

新市になって初めての議会議員選挙の事前説明会の折に、従来、請求により交付されておりました選挙人名簿が、旧糸魚川市では交付されましたが、能生、青海では交付されませんでした。

これは本年4月1日から個人情報保護法が施行されたことによるものでしたが、能生、青海の候補予定者が納得せずに、さらなる交付要求に対し選挙管理委員より、あなた方は個人のプライバシーというものをどう思っているんですかと。名簿を交付することによって、候補者があたかも犯罪を犯しかねないといわんばかりの取り扱いを受けたように私は感じました。感じたのは私だけかもしれませんけれども。

そういうわけで、個人情報保護ということで、現在、役所や病院などで各方面において、あまりにも過剰な対応が目立っているような気がします。この条例制定により、役所などが運用することについて、行政側との間でどのような審査が行われたか、お聞かせください。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

委員会の中でも選挙人名簿に関する質疑がなされております。そのとき答弁では、行政側としてはあくまでもやはり選挙管理委員会、また県の指導を仰ぎながら、やはり認めないという方向でいくという答弁をいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員。

13番（倉又 稔君）

それだけぐらいの審議内容でありましたら、これ以上聞くことはないので、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号、平成16年度青海町用品特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第102号、平成16年度青海町集合支払い特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第120号、糸魚川市個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、糸魚川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、糸魚川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第5．議案第72号から同第82号まで、議案第88号から同第93号まで、  
議案第98号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号、  
議案第113号から同第119号まで、議案第125号から同第127号まで、  
議案第135号及び同第136号、請願第3号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第72号から同第82号まで、議案第88号から同第93号まで、議案第98号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号、議案第113号から同第119号まで、議案第125号から同第127号まで、議案第135号及び同第136号、請願第3号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第72号から同第82号まで、議案第88号から同第93号まで、議案第98号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号、議案第113号から同第119号まで、議案第125号から同第127号まで、

議案第135号及び同第136号、請願第3号、以上の議案34件、請願1件であります。

去る9月14日と15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案34件については、いずれも原案可決及び認定、請願第3号については採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第74号、平成16年度系魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

下水道計画策定事業では、下早川では昨年の秋以降、各地区で説明会をやっているが、負担金の問題があり、計画の見直しのときに、もっときめ細かい説明が必要ではなかったか。浦本地区については、当初、公共下水道で整備する予定だったが、国道の歩道等の整備の関係で難しい。

下早川地区と浦本地区及び西海地区、3地区の状況はどうかとの質問に対し、下早川地区は昨年度から地元説明会に入っているが、町場に比べて宅地面積が非常に大きく、その面積の中には農作業面積や外庭、駐車場、家庭菜園等があり、その面積に550円の単価をそのまま掛けられては、非常に多額になるということで話をいただいている。

基本的な考えとしては、今まで整備をしてきた地区との整合性、均衡性を図りたいという話をしてきた。面積の判断を具体的にさせていただきながら、猶予などの形でご理解をいただきたいということで、再度地区の説明会に入る予定にしている。

特に、下早川地区については、県道沿いに集落が密集しているので、その部分については少なくとも公共下水道事業で早めに整備をする必要があると考えているので、来年度から事業を開始したいと思っているが、そのためには今年度、測量等の調査や設計に入る必要があるので、各区长に話をし、ご了解をいただいた。

西海地区については平牛から羽生に入るが、説明をさせていただく中で進めていく予定である。

浦本地区については、国道の歩道等の整備が終わり、5年間掘り返ししてはいけないということで、しかも国道も余裕がないので仮に整備をするとしたら、片側交互通行ということで、片側ずつ整備していくと年数がかかるということと渋滞に拍車をかけるということから、浄化槽事業で取り組みたいということで意向調査を行った。

半数以上の方が、浄化槽事業でいいという結果が出ているが、課題としては、敷地面積に余裕がないということと、浄化槽から排出される水の排出先に、常時水が流れていないという2点を地元からいただいている。

今年度、排水先の調査を行い、現有水路から水を引いてくるのがほぼ可能という判断をしている。一部、国道沿いで不可能な部分、国道を横断する部分もあるが、ほぼカバーができる。敷地面積が狭い世帯については、共同で例えば道路の中に設置したり、市で借地または買収して、共同で1つの浄化槽を設置していただくということで考えている。今後、説明会を開催する予定にしているとの答弁がなされました。

また、一番心配しているのは浦本や下早川で、公共下水道区域に当初予定していたところが、合併処理浄化槽に切りかえるということで、竹ヶ花の浄化センターの計画が変わってくることであり、理事者、担当課と連携をよくとって取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、議案第75号、平成16年度系魚川市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、

水路の改修についての質問に対し、調査を行った結果、大野地区の姫川団地を改修する予定。今まで農作業に使用されていたので、これから発注をする予定との説明を受けました。

続いて、請願第3号、市道認定に関する請願について。

委員より、国道沿いの東屋をつくるときに、国と区の中に市が入って設計協議をするべきだったと思う。市が関与しなかったという経緯があったのではないかと。今後、そういうことのないようにしていただきたい。

この土地については長い経過があるが、市は土地の内容を確認した上で、認定基準に満たしていれば願意妥当でいいのではないかと。

また、市道に認定した場合、当然、除雪の問題がある。後でトラブルにならないように、地元と話をする必要があるので意見が出され、採決の結果、異議なく採択されております。

その他、それぞれ説明を受け質疑がございましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号、平成16年度糸魚川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号、平成16年度糸魚川市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号、平成16年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第75号、平成16年度糸魚川市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第76号、平成16年度糸魚川市白馬簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第77号、平成16年度糸魚川市東中簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第78号、平成16年度糸魚川市西海簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第79号、平成16年度糸魚川市小滝簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第80号、平成16年度糸魚川市根小屋簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第81号、平成16年度糸魚川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第82号、平成16年度糸魚川市ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第88号、平成16年度能生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号、平成16年度能生町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第90号、平成16年度能生町地域振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）



ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第91号、平成16年度能生町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第92号、平成16年度能生町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第93号、平成16年度能生町ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第98号、平成16年度青海町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第99号、平成16年度青海町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第100号、平成16年度青海町集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第103号、平成16年度青海町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第104号、平成16年度青海町ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第113号、平成16年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第114号、平成16年度糸魚川市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第115号、平成16年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第116号、平成16年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定

についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第117号、平成16年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第118号、平成16年度糸魚川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第119号、平成16年度糸魚川市ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第125号、糸魚川市上路山姥の里条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、新潟県白馬山麓国民休養地内糸魚川市有施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第135号、平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、平成17年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第3号、市道認定に関する請願についてを採決いたします。

本案を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、市道認定に関する請願は採択することに決しました。

日程第6．議案第68号から同第71号まで、議案第84号から同第87号まで、  
議案第95号から同第97号まで、議案第106号、  
議案第108号から同第112号まで、議案第130号、  
議案第132号から同第134号まで、  
陳情第4号、発議第8号、発議第9号

議長（松尾徹郎君）

日程第6．議案第68号から同第71号まで、議案第84号から同第87号まで、議案第95号から同第97号まで、議案第106号、議案第108号から同第112号まで、議案第130号、議案第132号から同第134号まで、陳情第4号、発議第8号及び同第9号を一括議題といたし

ます。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第8号及び同第9号の説明を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日の本会議において、当文教民生常任委員会に付託となりました案件は、議案第68号から同第71号、議案第84号から同第87号、議案第95号から同第97号、議案第106号、議案第108号から同第112号、議案第130号、議案第132号から同第134号、陳情第4号、以上、議案21件、陳情1件であります。

去る9月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案21件については、いずれも原案可決及び認定、陳情第4号については採択であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

議案第134号、平成17年度系魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

10月1日からの改正介護保険は法改正であるとしても、介護保険という考えからいえば市独自の取り組みが必要と思うがどうかとの質問に対し、年度の途中での改正は、市としても対応も難しいが、法改正であるので従いたい。

今回の改正では、食費についての公平感を持たせるために、在宅介護でも施設介護でも自己負担が望ましいというものだが、国の方針なので理解願いたいとの答弁でありました。

議案第70号、平成16年度系魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、介護保険料の滞納者が多いが、滞納者に対する督促はどのような方法で行っているかとの質問に対し、今まで介護保険では徴収業務はしていなかったが、今後は他の徴収金と調整をとりながら滞納の解消を図りたい。介護保険に限ったことではなく、滞納者は年々ふえている。所得が少なく滞納している方もあるが、市民としての義務意識が薄らいできている面もある。最近、強行な手段をとる自治体もあるが、これも取り組みの一つと感じているとの答弁がありました。

議案第87号、平成16年度能生町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

旧1市2町で保険料を集める形式が違ふことによって、未収額にアンバランスがあるとの質問に対し、能生町が少ないのは納税組合を通じて納入していたというのが大きな理由。介護保険は未納が多くなると、介護保険の使用を制限する項目もある。もう少し分析させてもらい、新年度までに対応したいとの答弁がありました。

議案第106号、平成16年度系魚川地域広域行政組合火葬事務特別会計歳入歳出決算認定について。

火葬場建て替え計画については、現在の施設は修繕を重ねてはいるが古くなってきている。全体的なアクセスも含めて今後の展望はどうかとの質問に対し、系魚川の火葬場は平成10年に改修し、

約10年程度延命できるようにしてあるが、そろそろ検討が必要な時期に入っている。アクセス道路についても地区住民からの拡幅の要望があるので、その辺も含め総合的に十分検討したいとの答弁がありました。

陳情第4号、私学助成の大幅増額を求める意見書に関する陳情については、異議なく採択となりました。

これにより本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第8号及び第9号を提出いたします。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

発議第8号、公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額・充実を求める意見書。

日本の公教育は、公立学校と私立学校の両輪によって支えられ、発展してきました。今日、全国では約3割の高校生が私学で学んでおり、私立高校は公教育に重要な役割を担っています。

しかし、市立高校における平成16年度初年度納入金の全国平均額は68万円と公立の5.8倍にもものぼり、保護者の学費負担はもはや限界の状況となっています。さらに今日、長引く不況は保護者の家計を直撃し、学費の長期滞納や経済的理由による退学など、深刻な事態を引き起こしており、公教育である私立高校の存在さえも危ぶまれる状況となっています。

こうした状況にもかかわらず、今年も政府による「三位一体改革」で国庫補助の削減・廃止、地方交付税交付金の縮小が進められており、私学助成へも影響しかねない状況が続いています。

そもそも私立高校への国庫補助は、1975年の私立学校振興助成法の制定により、「教育条件の維持・向上、学費負担の軽減、私学経営の健全性」を目的に実施されてきました。これによって、各都道府県間の私学助成格差は5.5倍から現在では1.5倍までに縮まっています。このように、国庫助成は各都道府県の私学助成を引き上げ、私立高校の振興をはかる上で極めて重要な誘導的役割を果たしています。

よって、国におかれては教育条件の向上・改善、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化をめざしてきた現行の国庫助成制度を尊重しつつ、私学助成の増額・拡充に努力されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

発議第9号、公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書

新潟県の私立高校は建学の精神に立脚しつつ自主的かつ特徴ある教育をおこないながら、公共の重要な一翼を担ってきました。しかし、公教育でありながら県内私立高校の学費（初年度納入金）は平均で53万円、公立との格差は4倍近くになっています。そのため、学費負担は保護者に重くのしかかっており、長引く不況とも相まって学費の長期滞納者が急増するなど、深刻な事態を引き起こしています。

こうした状況にも関わらず、国では「三位一体改革」による国庫補助の削減・廃止、地方交付税交付金の縮小などが打ち出され、私学助成の去る県も削減の対象となることが懸念されています。すでに、平成16年度の国予算で1兆円の減額がなされ、その影響が各県の私学助成削減につながっています。政府は、平成18年度までにさらに3兆円の削減をすすめるとしており、その影響が

本県の私学助成にも影響しかねません。

県におかれては、洪水・地震等の復旧という最優先課題を抱えていることは十分承知しておりますが、私立高校が公教育に果たしてきた役割を十分留意され、教育条件の向上、保護者負担の軽減および私学経営の健全化をはかるために、国の動向に左右されることなく、私学助成の増額・拡充にいっそう努力されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第8号及び同第9号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第108号、平成16年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

平成16年度当初予算の段階で、合併があり把握しきれないところもあるとのことでありましたが、1人当たり国保税が県下16市中3位とのことでありました。前年より2,600円ほど下がっており、引き下げの取りは評価するものでありますが、まだ十分とはいえないものであります。

医療費が高い原因となっている疾病についての引き続く調査、及び予防医療、健康づくりへの努力をさらに強め、国保税の引き下げに力を尽くす必要があると考えます。国庫負担を減らしてきた政府の責任が最も大きいわけでありましたが、市としても市民の負担軽減にもっと力を入れるべきであります。国保税引き下げの努力は認めますけれども、まだ不十分であり、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

ここで1時まで休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案第68号、平成16年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号、平成16年度糸魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号、平成16年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号、平成16年度糸魚川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕



議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第84号、平成16年度能生町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第85号、平成16年度能生町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第86号、平成16年度能生町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第87号、平成16年度能生町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第95号、平成16年度青海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

+

次に、議案第96号、平成16年度青海町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第97号、平成16年度青海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第106号、平成16年度糸魚川地域広域行政組合火葬事務特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第108号、平成16年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第109号、平成16年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第110号、平成16年度糸魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第111号、平成16年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第112号、平成16年度糸魚川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第130号、上越地方広域事務組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号、平成17年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、平成17年度糸魚川市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

+

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第8号及び同第9号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第8号、公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第9号、公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第4号、私学助成の大幅増額を求める意見書については、採択すべきものとみなします。

日程第7．議案第131号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第131号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

議案第131号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）につきまして、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る9月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

企画費の電子申請システム共同開発負担金について、電子申請システムとは具体的にどうなるのかとの問いに、ブロードバンド化の基盤が整備され、インターネット上で電子申請ができる。いわゆるフロントオフィスの業務を行うものである。

具体的には、住基カードをもとにして公民館などを使った地域イントラネットの中で、住民サービスができるものである。住民にとって24時間、365日、いつでもどこでも行政サービスが受けられるというのが将来の基本的な目標であるとの説明を受けております。

2款2項、徴税費について、家屋評価システム機能改修委託料100万5,000円もかかっているが、システムをマスター化すれば職員でも簡単にかえられるのではないかとの質問に対し、評価のシステムと課税のシステムの2つを考えていかなければならず、1つのことを直すと全部システムに連動してくる形になり、内部的なものが複雑になっており、職員ではできないとの説明がなされました。

9款1項、消防費においては、能生分署のアスベスト問題に関し、隊員の安全のため早急なる対応の要望がなされております。

このほかにも質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

本案については異議なく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

議案第131号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託されました関係部分につきましては、去る9月14日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項をご報告いたします。

商工観光課関係のスカイパーク整備事業について、圧雪車修繕ではウインチワイヤー交換で約200万円、キャタピラの修繕で約500万円である。ワイヤーは直径11ミリで700メートル圧雪車に巻きつけてあり、それを交換したい。スキー場の営業が終わったのは5月8日で、それまでは圧雪車を使っており、点検後の修繕は当初予算に間に合わず今回の補正になったとの説明を受

けております。

山頂電源修繕については、委員より、予算管理について指摘があり、内訳の詳細についての質問に対し、今回、十数年ぶりの豪雪で、春先の融雪時に大幅に電柱が曲がったと思っている。過去の例を見ても電柱の修繕は考えていなかった。雪が消えないとわからない面があるので、6月の当初予算に間に合わなかったため、今回この時期に至った。

内訳は、建て直しが13本、折れて新しいものにかえるものが3本で、830万円である。

修繕の方法について、場所が急峻で機械が近寄りづらいということがあってパンザマストにした。今までは斜面のところに立っていたが、同じことにならないように斜面からずらすようにし、その周りを整地できるようにして、雪解け等の負担がかからないように今回の工事を考えているとの答弁がなされました。

指定管理者制度をこれから進める中で、委託業者に任せるだけでなく、庁内でコンクリート柱の検討や、ワイヤーを切れないようにするにはどうしたらいいかなど、専門的な検討もするべきである。事故が起きたら大変であるし、人命を大事にする立場からもやるべきとの質問に対し、スキー場というのは安全の対策が一番大事だと思っている。経費の内容もしっかり吟味する必要があると思っている。根本的な対策についても、今後また起こらないような対策を考慮した上で対応する必要があると思う。雪によって施設が壊れるということについては、積雪を考慮した設計ではなかったと感じているので、現地を確認した上で状況を把握し指示するので、この冬に向けて営業できるような体制に配慮してほしいとの答弁がなされました。

なお、本件につきましては、委員会集約とすることに全会一致で決議されております。

集約事項の内容といたしましては、スカイパーク整備事業については速やかに原因を追及し、安全で抜本的な対策を考慮し、大雪対応に努め、早期に営業できる体制を図ることとあります。

次に、農林水産課関係、6款3項、水産業費では、現糸魚川市の中では4つの漁協が合併したが、青海と市振漁港が離脱した。なぜ今回一緒になれなかったのか。これからスケジュール的にどう展開していくのか。オンラインシステムは上越の漁協との合併を前提にしてのものかとの質問に対し、離脱した理由は、青海漁協の経営状態が他の4漁協と一致しなかったということ。オンラインシステムについては、上越と合併したときにも使えるように、非合併組合がふえた場合は機器を増設することによって、そのシステムの母体が使えるという形で組んでいる。

ワンステップとして4漁協が合併したが、数年後には県内の3漁協ということで県の基本計画が打ち出されており、いずれその方向に向いていくと思う。青海が合併したときにも上越と合併したときと同じように、システムの機器を増設することによって使用できるとの答弁がなされました。

また、事務所は小泊で、競りもそこで行うという話を聞いているが、旧糸魚川漁協の場合は、旧糸魚川市の場合、姫川港整備促進同盟会など行政のかかわりの中にも存在感があって、合併後の今後の位置づけとしては、いずれ上越と一緒になったときは窓口はどうなるのかとの質問に対して、漁協の合併は漁協同士が協議をしてきており、行政のかかわりは直接、間接にしているが、合併後も支所単位で形は残る。競り等々のこともあり、糸魚川漁協での単独競りを3年間継続すると申し合わされている。漁業権も今までどおり持続する。糸魚川漁協の場合、いろんな漁協の保証関係のことが、大きく組合事業の活動の中で取り扱われていたと言われているが、地域ごとの組合で処理をしていく。束ねていくものについては、能生漁港を本部として当面の間、管理運営をしていくと

の答弁がなされました。

次に、建設課関係、8款1項、土木総務費の中の地域づくりフォーラム開催について、国土交通省本省の道路局長が糸魚川に来るといのは画期的なことであり、今後につなげられるような企画をやるべきではないかとの質問に対し、今後、松糸道路の計画づくりを進めるにあたって地域の皆さんから、21世紀の塩の道ともいえる松糸道路を考えていただくきっかけにさせていただきたいと思っており、道路局長の講演を市民の皆さんから聞いていただき、みずから道づくりを考えるきっかけにしたいということで、現在進めていると答弁がなされました。

また、糸魚川市が中心になって会場の500席を満員にするくらいにし、このフォーラムが松糸道路の前進の第一歩であったとなるような準備をしてほしいとの意見もありました。

次に、11款、災害復旧費では、下倉高倉線で4月10日に災害が発生し、農免農道を迂回することで不便を感じている。今後の復旧工事の見通しの質問に対し、9月7日に国の査定を受け、認めてもらった。起工配分が来次第、発注できるような体制で準備をしているため、9月議会が終わった直近のところで入札をかけたい。工期については土砂排除が主なので、11月いっぱいくらいで完了させたい。

また、道路の土砂が主になるが、当然、地すべりなので上部の方は県の地域整備部で、既に災害緊急関連事業で工事をしているので、その辺もあわせて進めている。

井筒の進捗も水抜きも進めているので、市道の復旧工事をするということについては協議をしながらだが、特に問題はないという話は聞いているとの答弁がなされました。

さらに、地形的に雪崩が起きたり危険箇所が多い場所であり、住民の不安を募らせないように、従来の除雪ができるような形で復旧してほしいとの意見もありました。

その他、質疑がございましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第131号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当文教民生常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る9月16日に審査が終了していますので、その経過と結果につきまして報告申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査過程における主な事項を報告いたします。

健康増進課関係の骨密度計測機器の機種変更については、旧青海町では合併して、この春から総合検診で骨密度計測がなくなったのは後退ではないかとある。この後の使用方法としては、こういう総合検診にも使っていくということかとの質問に対し、総合検診などの検診ということではなく、基本検診後の結果説明会や乳児健診時などに、骨相談ということで実施したいと考えている。また、地区の文化祭などにも持っていきたいと考えているので、住民には、より身近なところで測定でき

る機会がふえるとの答弁がありました。

また、教育委員会関係の小学校と中学校の学校管理費中の施設修繕について、アスベストに対する処置をしているが、補正ではなく当初予算で対処できたのかとの質問に対し、アスベストへの対応は当初予算では対応できず、補正予算を組む暇もなかったので、500万円程度の費用を予備費充用するということで対処したとの答弁がありました。

このほか幾つかの質疑、応答がありましたが、特段報告すべき事項はなく、異議なく可決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

総務財政常任委員長にお尋ねいたします。

先ほどは委員長より、委員会の傍聴云々ということがございましたが、これに関しても傍聴しておりません。また、傍聴議員は休憩中の発言であり、意見のみで質疑は認められておりませんので、あえてこの場でお尋ねいたします。

まず、歳出1款、議会費、調査旅費で98万円が計上されております。この当初予算の議会費の調査旅費は375万円であったかと思いますが、この98万円というこれについて、私もちょっとメモを取っていませんでしたので、この場でお尋ねいたします。

次、2款の同じく歳出、総務費であります。この総務費の行政改革推進委員の報酬として16万2,000円が計上されております。当初予算では8万2,000円だったかと思いますが、これは専門家による大綱の策定ということで、15名で1回5,400円という当初予算のときの説明があったかと思いますが、そうしますと今回の補正では2回ということで、合わせて行革のこの委員会は、17年度は3回開催ということでとらえていいのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

質問にお答えします。

1款、2款とも、委員会においては質疑がなされませんでした。

失礼いたしました。勘違いしておりました。

港湾交通特別委員会の旅費であります。

1回を3回するという、そのとおりであります。

19番（鈴木勢子君）



はい、わかりました。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第131号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第8．閉会中の継続審査及び調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第8、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

ただいまの申し出に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

#### 日程第9．発議第10号

議長（松尾徹郎君）

日程第9、発議第10号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

ただいま議題となりました発議第10号、特別委員会の設置について説明を申し上げます。

1. 名 称

行政改革調査推進特別委員会

2. 定 数

17人

3. 付議事件

- ・行政改革における事務事業、組織機構、職員定数などの見直し
- ・指定管理者制度の調査検討

3. 設置期間

本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上、議員各位におかれましては趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

恐れ入りますが、協議のために少し時間をいただきたいということで、休憩の動議をお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

今動議が出されましたが、賛成の議員。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ただいま動議が成立しましたので、休憩することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

+

午後1時36分 休憩

午後2時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

なお、特別委員会を開催する前に、引き続き2時20分まで暫時休憩いたします。

午後2時 1分 休憩

午後2時20分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

おはかりいたします。

ただいま設置されました行政改革調査推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

行政改革調査推進特別委員会委員には、中村 実議員、大滝 豊議員、平野久樹議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、高澤 公議員、倉又 稔議員、斉藤伸一議員、伊藤文博議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、池亀宇太郎議員、関原一郎議員、新保峰孝議員、松田 昇議員。

以上、17人の議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後3時07分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま行政改革調査推進特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長には古畑浩一議員、副委員長には中村 実議員。

以上であります。

+

+

日程第10．発議第11号

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第10、発議第11号、新潟県議会議員の選挙区見直しを求める決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

ただいま議題となりました発議第11号、新潟県議会議員の選挙区見直しを求める決議について説明申し上げます。

現在、新潟県内の各市町村は、地域の自立と行財政基盤の拡充、及び住民福祉の維持、向上に向け、県が示した合併パターンを基に市町村合併に取り組んでまいりました。

この「平成の大合併」は、首長をはじめ三役の失職は勿論、議員定数の削減など、痛みを伴いながらも地域住民の一体感をつくり出し、地域の将来に誇りと愛情の持てる“まちづくり”を目指し

て、各市町村が懸命に努力を重ねているところであります。

こうした“まちづくり”にも関係の深い県議会議員は、常に地域の代表として、県議会の場においてその重要な役割を担って頂いているところであり、引き続き今後共お願いするところであります。しかしながら、現状のままの区割りで選挙が実施されるとしたならば、合併後の新しい“まちづくり”や市民の一体感を著しく損なうのではないかと懸念されるところであります。

新潟県は、全国的に見ても積極的に市町村合併を推進してまいりましたが、この市町村合併で示された先進性をもって、新潟県議会も県政改革に取り組むべきであると考えます。

従いまして、県議会議員の選挙区につきましては、合併後の市町村を基本単位とすることを強く求めます。

以上、決議いたします。

以上、議員各位におかれましては趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第11号、新潟県議会議員の選挙区見直しを求める決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会にあたり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成17年第3回市議会定例会の閉会にあたり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る9月5日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に、当面する主要事項4点につきましてご報告させていただきます。

まず、1点目といたしまして、能生下倉地区地すべりによる市道下倉高倉線の災害復旧事業に関する経過と、今後の対応についてご報告申し上げます。

このことにつきましては、去る5月18日の臨時市議会の冒頭、経過と対策についてご報告いたしました。その後、県で災害関連緊急地すべり対策事業の採択を受け、水抜きボーリング、取水井等の対策工事を進めているところであります。

一方、市におきましても、去る9月7日に市道下倉高倉線の災害復旧工事について、国の災害査定を受け、申請どおり認められたところであります。

また、国から予算配分の通知を受けましたので10月4日に入札を行い、直ちに復旧工事を進め、今冬の降雪時までには開通させたい考えであります。一日も早い開通に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目として、前川の改修計画についてご報告申し上げます。

大和川地区の2級河川前川につきましては、管理者である新潟県をはじめ国土交通省、JR西日本など関係各機関に、この改修工事の推進を要望してまいりましたが、このほど最大のネックとなっておりましたJR北陸線と国道8号を横断する工事計画について関係者との調整が終わり、また、地元の皆様のご理解をいただき工事が進められる運びとなりました。

この最終計画では、JRと国道を垂直に交差している現在の河川を、JR手前から斜めに横断させるショートカットする形としており、概ね来年度の後半に国道北側から工事に入り、順次、南側に向けて工事を進め、平成21年度に完了する予定となっております。

国道部分では工事の進捗に合わせ、現道の脇に迂回路を設ける必要があり、また、JR横断は直流、交流の切り替え区間のため電車が自力走行できない箇所がありますことから、非常に難しい工事となることが予想されております。

市といたしましても、この改修工事や進捗状況が、周辺の宅地や農地の湛水被害対策のみならず、新幹線、国道8号東バイパス、都市計画道路など、ここに輻輳するプロジェクトの進捗にも大きな影響を及ぼしますことから、さらに関係機関にスムーズな事業促進を働きかけてまいります。

3点目として、糸魚川地域づくりフォーラムの開催についてご報告申し上げます。

本日、お手元にチラシをご配付させていただいておりますが、このフォーラムは塩の道の今昔、そしてあすをテーマに道と人とのかわりを改めて見つめ直し、新たな糸魚川の地域づくりを考えることを目的として、来る10月8日午後2時から、ビーチホールまがたまで開催するものであります。

第1部で、塩の道に関する民話の紹介や小学生の学習発表などを、また、第2部では、国土交通省の谷口道路局長さんの講演を、及び市内で地域づくりを進めている5名の方とのパネルトークが行われます。市といたしましてはこのフォーラムを地域の皆様から、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路を考えていただくためのきっかけとして、住民意思の高揚と醸成を図りたいと考えておりま

す。

松糸道路につきましては、今春、調査区間の追加指定をいただき、現在、県においてルート案を含む各種調査を進めていただいております。

今後、議会をはじめ地域住民の皆様からご意見をいただくための懇談会を予定しておりますことから、松糸道路を使ってどう地域づくりにつなげていくか、地域の活性化のためにどう生かしていくか。また、そのためにはどのような道路にしなければならないかを議論いただくためにも、本フォーラムは大きな意義のあるものと考えております。

また、国交省の道路局長に、地元の熱意を伝える絶好のチャンスでもありますことから、議員各位はもとより多くの市民の皆様からご出席をいただきたく、ご案内申し上げる次第であります。

最後に、合併オークションの開催についてご報告申し上げます。

このたびの市町合併や学校統廃合により、不用になった備品の処分方法を検討した結果、10月23日に合併オークションを開催して売却することといたしました。

今年3月に廃校となった旧北西海小学校を会場に、旧能生町、青海町の庁舎や、これまでに廃校となった6つの小学校で使用していた備品を売却します。備品のうち除雪機やカメラなど約20点は、糸魚川市漁協の競り人を招いて競り売りでの売却をし、残りの大半は価格を表示して販売いたします。

また、オークション会場では健康相談コーナーや福祉団体の出展、農産物の販売なども同時開催する予定であり、大勢の市民の皆様からご来場いただきたく、広報「おしらせばん」と市のホームページで周知をしております。

以上、当面いたしております主要事項4点についてご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成17年12月市議会定例会の招集日を、12月5日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(松尾徹郎君)

これもちまして平成17年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後3時19分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+